

第八管区海上保安本部警備救難部刑事課

仕様書

1 件名

乗用自動車1台借入（刑事課）

2 仕様

(1) 環境対応

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）の「自動車」の基準を満たすもの。

(2) 車両

① 新車又は中古車

総走行距離 100,000 km以内、初年度登録が令和3年式以降であること。

② 次世代自動車のうち「ハイブリッド自動車（HV）」であること。

③ オートマチック車であること。

④ 排気量 1,500CC から 2,500CC クラス相当、ワンボックスタイプであること。

⑤ 日本のメーカーで製造された車両で、乗車定員7名以上であること。

⑥ 4枚ドア以上の2WD（前輪駆動）又は4WDであること。

⑦ 車体の塗色は、黒、白又は銀であること。

⑧ フロントガラス、運転席、助手席窓ガラス以外のガラス

黒色で可視光線透過率 10%程度のプライバシーガラス（同濃度のスモークフィルムでも可）であること。

⑨ フロントシートには、リクライニング機能が装備されていること。

⑩ 緊急ロック式巻取り装置付3点式シートベルトが装備されていること。

⑪ 冬用タイヤ4本が付属されていること。

⑫ 装備品、付属品

発煙筒、ブースターケーブル、けん引ロープ、非金属タイヤチェーン、停止表示板、パワーステアリング、フルオートエアコン、フロアマット、AM・FM ラジオ、ナビゲーションシステム（HDD 又は SD 等で最新地図がダウンロードされているもの）、サイドバイザー、アシスト付きバックモニター、ETC（セットアップを含む）、ドライブレコーダー（装着込み）、その他同車種における標準装備を具備していること。

(3) 借入に含む事項

① 税

自動車取得税（新車登録時）、自動車重量税、自動車賠償責任保険、自動車税

②点検

車検、法定点検（該当する場合のみ）、6ヶ月安全点検、その他正常な運転状態又は十分な機能が働く状態を維持する点検、

③一般修理等

イ 故障修理（使用者の故意又は過失に起因する故障を除く）

ロ リコール等による修理

ハ 消耗品（エンジンオイル、オイルエレメント、ブレーキパッド、バッテリー、ワイパーブレード、各種電球、摩耗したタイヤ）等の交換。

ニ 漸減品（バッテリー液、ウオッシャー液、各種オイル、クーラント、タイヤ空気圧）等の補充

ホ 夏及び冬用タイヤの交換及び保管

ヘ パンク修理（但し、タイヤ交換を要する場合を除く）

④代車提供

事故修理を除き、上述2（3）②、③に2時間以上要する場合。

代車同等程度とするが詳細は監督職員と協議すること。

⑤その他

新規登録費用、車庫証明費用、納車費用

3 履行場所

京都府舞鶴市字下福井901

第八管区海上保安本部警備救難部刑事課

4 履行期限（履行期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 検査

履行完了後、完了届及び借入期間を記載した請負業者所定の書面を提出し、検査職員の検査を受けること。

6 支払条件等

検査合格後、3ヶ月ごと払い

官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

7 その他

(1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。

(2) 契約締結後、履行日等について監督職員へ連絡すること。

(3) 車両準備期間は代車対応も可能とする。

8 仕様に関する問合せ先

第八管区海上保安本部警備救難部刑事課 大石

0773-76-4100（内線3174）